

令和 3 年度の審議会及び部会の運営方法について

1 部会の設置及び構成

- (1) 審議会規則第 7 条第 1 項の規定に基づき三つの部会（情報公開部会、個人情報保護部会、公文書管理部会）を設置する。
- (2) 審議会委員は、有識者の各区分から 1 2 名を委嘱しており、各部会は、それぞれ 5 名以内で構成する。
- (3) 部会長は審議会規則第 7 条第 2 項により、会長が指名することとする。
- (4) 設置期間は、委員の任期である令和 5 年 3 月末までとする。

■部会構成（事務局案）

（※五十音順，敬称略）

部会	委員氏名	所属団体等
情報公開 部会 (5名)	伊原 真千子	弁護士
	川崎 晃	連合新潟地域協議会事務局長
	齋藤 裕	新潟市民オンブズマン（弁護士）
	沢田 克己	新潟大学法学部教授
	布 岳史	司法書士
個人情報 保護部会 (5名)	内山 晶	弁護士
	梅津 雅之	新潟商工会議所・サービス事業部会長
	高木 義和	新潟国際情報大学名誉教授
	山本 真敬	新潟大学法学部准教授
公文書管 理部会 (4名)	渡辺 美弥子	新潟人権擁護委員協議会委員
	小田 信雄	前新潟市区自治協議会会長会議座長
	中村 元	新潟大学人文学部准教授
	伊原 真千子(兼)	弁護士
	山本 真敬(兼)	新潟大学法学部准教授

2 部会の決議

- (1) 審議の迅速化を図るため、審議会規則第 7 条第 4 項により、「部会の決議をもって審議会の決議とする」。
- (2) 部会で審議を開始した案件であっても、案件の内容に応じて、部会が、審議会
で審議すべき重要な案件であると判断した場合には、会長と部会長が協議して審議
会で審議することができるものとする。